

資 料

令和4年9月定例会日程

36日間

月 日	曜	区分	議 事	備 考
9. 2	金	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議長の報告 副議長の選挙 議会運営委員会委員、特別委員会委員の辞任許可 議会運営委員会委員、特別委員会委員の選任 仮議長選任の委任 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30
3	土	休 会	(閉 庁 日)	
4	日			
5	月	休 会	(議 案 調 査)	代表質問通告締切 12:00
6	火			一般質問通告締切 12:00
7	水	本会議	代 表 質 問	
8	木			
9	金			一 般 質 問
10	土	休 会	(閉 庁 日)	
11	日			
12	月	本会議	一 般 質 問	議員発議案締切 17:00 (会派提出)
13	火		一 般 質 問 議案に対する質疑 討論、採決(人事案件) 議案・請願委員会付託	議会運営委員会 9:30
14	水	休 会	常 任 委 員 会	
15	木			
16	金			議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)
17	土			
18	日			
19	月		(閉 庁 日) 敬老の日	

月 日	曜	区 分	議 事	備 考
9. 20	火	休 会	特 別 委 員 会	議会運営委員会 (特別委員会終了後)
21	水		(議 事 整 理)	
22	木	本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 議案上程(決算議案) 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30
23	金	休 会	(閉 庁 日) 秋分の日	
24	土		(閉 庁 日)	
25	日			
26	月	休 会	(議 案 調 査)	
27	火			
28	水	本会議	議案に対する質疑(決算議案) 議員発議案上程、採決 (決算特別委員会設置) 議案委員会付託(決算議案)	議会運営委員会 9:30
			決 算 特 別 委 員 会	
29	木	休 会	決 算 特 別 委 員 会	
30	金		決 算 特 別 委 員 会	
10. 1	土		(閉 庁 日)	
2	日			
3	月		(議 事 整 理)	
4	火			
5	水		決 算 特 別 委 員 会	
6	木		(議 事 整 理)	
7	金	本会議	決算特別委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 閉会	議会運営委員会 9:30

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和4年9月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- 議案第1号 令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）
- 議案第2号 令和4年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第3号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 宮崎再生基金条例
- 議案第6号 宮崎県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 宮崎県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 宮崎県屋外広告物条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 建築基準法施行条例の一部を改正する条例
- 議案第14号 工事請負契約の変更について
- 議案第15号 工事請負契約の変更について
- 議案第16号 宮崎県総合計画の変更について
- 議案第17号 人事委員会委員の選任の同意について
- 議案第18号 土地利用審査会委員の任命の同意について
- 議案第19号 土地利用審査会委員の任命の同意について
- 議案第20号 土地利用審査会委員の任命の同意について
- 議案第21号 土地利用審査会委員の任命の同意について
- 議案第22号 土地利用審査会委員の任命の同意について
- 議案第23号 土地利用審査会委員の任命の同意について

（文書取扱 財政課）

令和4年9月22日

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和4年9月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- 議案第24号 令和3年度宮崎県歳入歳出決算の認定について
- 議案第25号 令和3年度宮崎県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第26号 令和3年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第27号 令和3年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について
- 議案第28号 令和3年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について

(文書取扱 財政課)

215-1191
令和4年10月5日

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

宮崎県知事 河野 俊嗣

議案の送付について

令和4年9月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

議案第29号 令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）

（文書取扱 財政課）

令和4年9月定例会

代表質問時間割

9月7日(水)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	自由民主党	野崎 幸士	10:00~12:00	休憩
2	自由民主党	濱砂 守	13:00~15:00	

9月8日(木)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
3	県民連合宮崎	山内佳菜子	10:00~11:30	休憩
4	公 明 党	坂本 康郎	13:00~14:10	

一般質問時間割

9月9日（金）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	県民連合宮崎	満行 潤一	10:00~11:00	
2	公 明 党	河野 哲也	11:00~12:00	休憩
3	自由民主党	西村 賢	13:00~14:00	
4	自由民主党	川添 博	14:00~15:00	

9月12日（月）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
5	自由民主党	窪 蘭 辰也	10:00~11:00	
6	日本共産党	来住 一人	11:00~12:00	休憩
7	自由民主党	日高 利夫	13:00~14:00	
8	自由民主党	丸山裕次郎	14:00~15:00	

9月13日（火）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
9	県民連合宮崎	岩切 達哉	10:00~11:00	
10	自由民主党	外山 衛	11:00~12:00	休憩
11	無所属の会 チームひむか	図師 博規	13:00~14:00	

議案・請願 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	常任委員会				
		総務政策	厚生	商工建設	環境農林水産	文教警察企業
第1号	令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	令和4年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）			可決		
第3号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例			可決		
第4号	教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例					可決
第5号	宮崎再生基金条例	可決				
第6号	宮崎県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金条例の一部を改正する条例	可決				
第7号	公の施設に関する条例の一部を改正する条例			可決		
第8号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第9号	宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第10号	宮崎県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第11号	宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例				可決	
第12号	宮崎県屋外広告物条例の一部を改正する条例			可決		
第13号	建築基準法施行条例の一部を改正する条例			可決		
第14号	工事請負契約の変更について			可決		
第15号	工事請負契約の変更について			可決		
第16号	宮崎県総合計画の変更について	可決				

[請願]

番号	件名	常任委員会				
		総務政策	厚生	商工建設	環境農林水産	文教警察企業
第6号	新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願					継続
第9号	夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての請願	継続				
第13号	私学助成の拡充・強化についての請願	採択				

令和4年9月定例会

決算議案 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	委員会審査結果
第24号	令和3年度宮崎県歳入歳出決算の認定について	認定
第25号	令和3年度宮崎県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について	可決及び認定
第26号	令和3年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	
第27号	令和3年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について	認定
第28号	令和3年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について	

令和4年9月定例会

議案 委員会審査結果表

[議案]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第29号	令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）	可決	可決	可決	可決	

閉会中の継続審査・調査申出一覧

令和4年9月定例会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	<p>請願第9号 夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての請願</p> <p>総合政策及び行財政対策に関する調査</p>	慎重な審査・調査を要するため
厚生常任委員会	福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査	調査を要するため
商工建設常任委員会	商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	調査を要するため
環境農林水産常任委員会	環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	<p>請願第6号 新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願</p> <p>教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査</p>	慎重な審査・調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程に関する審査及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)	9月22日・可 決
〃 第2号	令和4年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第3号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第4号	教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第5号	宮崎再生基金条例	〃
〃 第6号	宮崎県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金条例の一部を改正する条例	〃
〃 第7号	公の施設に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第8号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第9号	宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第10号	宮崎県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第11号	宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第12号	宮崎県屋外広告物条例の一部を改正する条例	〃
〃 第13号	建築基準法施行条例の一部を改正する条例	〃
〃 第14号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第15号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第16号	宮崎県総合計画の変更について	〃
〃 第17号	人事委員会委員の選任の同意について	9月13日・同 意
〃 第18号	土地利用審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第19号	土地利用審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第20号	土地利用審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第21号	土地利用審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第22号	土地利用審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第23号	土地利用審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第24号	令和3年度宮崎県歳入歳出決算の認定について	10月7日・認 定
〃 第25号	令和3年度宮崎県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について	10月7日・可決及び認定

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第26号	令和3年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	10月7日・可決及び認定
〃 第27号	令和3年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について	10月7日・認定
〃 第28号	令和3年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について	10月7日・認定
〃 第29号	令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)	10月7日・可決
議員発議案 第1号	地方の中小企業・小規模事業者への支援充実を求める意見書	9月22日・可決
〃 第2号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書	〃
〃 第3号	女性デジタル人材育成を強力的に推進するための支援を求める意見書	〃
〃 第4号	私学助成の拡充・強化を求める意見書	〃
〃 第5号	台湾のCPTPP(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)参加を積極的に支援するよう求める意見書	〃
〃 第6号	決算特別委員会の設置について	9月28日・可決
〃 第7号	令和4年台風第14号による被害に対する支援を求める意見書	10月5日・可決

議 員 發 議 案 等

議員発議案第1号

地方の中小企業・小規模事業者への支援充実を求める意見書

新型コロナウイルス感染症が確認されて以降、中小企業・小規模事業者は急激な売上減など、厳しい経営状況に耐えてきた。また、燃油をはじめとする物価高騰の影響により、極めて厳しい経営を迫られている。

中小企業・小規模事業者は、日本企業の9割以上、雇用の約7割を占め、日本経済の屋台骨であるのみならず、地域コミュニティの支え役となっているが、中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は、少子高齢化に伴う人手不足、経営者の高齢化、後継者の不在、働き方改革関連法の中小企業への適用等、大きな変革期にある。また、地域によっては、相次ぐ自然災害による被害等も重なり、地域の経済活動に大きな影響が生じている。

よって、国においては、努力と創意工夫を重ねながら日本経済・地域経済に活力を与えてきた中小企業・小規模事業者を支え、コロナ禍でも発展を目指す企業等への支援を一層充実するよう、下記事項について対応することを強く要望する。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症が広がる中で、経営が不安定となり、疲弊する中小企業・小規模事業者を支える必要があることから、小規模事業者持続化補助金の継続実施等の支援拡充を図ること。
- 2 地域の雇用を支える企業を応援するため、中小企業等が正規雇用を維持・拡大するために必要な施策に取り組むこと。
- 3 中小企業憲章の理念の実践、ものづくりの技術・技能の伝承、起業・創業・育成支援の体制強化、商店街を核とした地方中心市街地の活性化の支援等を一元的に推進していくこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月22日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	細田博之	殿
参議院議長	尾辻秀久	殿
内閣総理大臣	岸田文雄	殿
総務大臣	寺田稔	殿
財務大臣	鈴木俊一	殿
厚生労働大臣	加藤勝信	殿
経済産業大臣	西村康稔	殿
内閣官房長官	松野博一	殿

議員発議案第2号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられているが、今後、小学校にとどまるのではなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実施や更なる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が求められる。

学校では、新型コロナウイルス感染症対策や、障がいのある子ども達に対する合理的配慮への対応、いじめ・不登校の課題など、解決すべき課題が山積しており、教職員が教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な環境となっている。

厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題であり、子ども達が全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが保障されなければならない。

義務教育費国庫負担制度について、国庫負担率が引き下げられているが、自治体が見通しをもって安定的に教職員を配置し、一人ひとりの子ども達へのきめ細かな対応や、学びの質を高める教育環境を実現するため、また、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、国においては、次年度予算編成において下記事項のとおり対応されるよう強く要望する。

記

- 1 教職員の働き方改革、長時間労働の是正、加配教員や少数職種の配置増など、計画的な教職員定数改善ができるよう国全体として取り組むこと。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財源を確保した上で、義務教育費国庫負担制度の堅持はもとより、義務教育費国庫負担割合の拡充を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月22日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	細田博之	殿
参議院議長	尾辻秀久	殿
内閣総理大臣	岸田文雄	殿
総務大臣	寺田稔	殿
財務大臣	鈴木俊一	殿
文部科学大臣	永岡桂子	殿
内閣官房長官	松野博一	殿

議員発議案第3号

女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書

女性デジタル人材育成については、女性の経済的自立に向けて、また、女性人材の成長産業への円滑な参入支援を図る観点から極めて重要である。政府は本年4月26日、「女性デジタル人材育成プラン」を取りまとめ、就労に直結するデジタルスキルの習得や、柔軟な働き方を促す就労環境の整備の両面から支援し、女性のデジタル人材育成の加速化を目指すこととした。

我が国の国際競争力を高め、生産性を向上させるうえでも、本プランの着実な遂行が不可欠であり、デジタル化が進むことにより、大都市一極集中による人口の過度の偏在の緩和や、感染症等のリスクの低減も図れるとして、大きな期待が寄せられているところである。

そこで、政府においては、地方における女性デジタル人材育成の強力的な推進を図るため、下記の事項について実施することを強く要望する。

記

- 1 現時点では取り組み事例が全国的に極めて少ない中で、本プランの実施・遂行において、自治体規模に合わせた取り組みやすい参考事例を国として積極的に発信すること。
- 2 本プランの着実な遂行のための十分な予算を確保するとともに、テレワークの定着・促進に向けての全国的な導入支援体制をいち早く整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月22日

官 崎 県 議 会

衆	議	院	議	長	細	田	博	之	殿
参	議	院	議	長	尾	辻	秀	久	殿
内	閣	総	理	大	岸	田	文	雄	殿
財	務	大	臣	臣	鈴	木	俊	一	殿
経	済	産	業	大	西	村	康	稔	殿
デ	ジ	タ	ル	大	河	野	太	郎	殿
内	閣	府	特	命	担	当	大	臣	
	(男	女	共	同	参	画)	
デ	ジ	タ	ル	田	園	都	市	国	家
				構	想	担	当	大	臣
				岡	田	直	樹	殿	

私学助成の拡充・強化を求める意見書

本県の私立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修学校及び各種学校（以下「私立学校」という。）は、それぞれ建学の精神に基づき、先駆的な教育の実践や新しい時代に対応する自由で特色のある多様な教育を積極的に展開し、本県の学校教育の発展に寄与している。

本県の人口は、平成8年の117万7千人をピークに減少傾向にあり、少子化だけでなく大学進学や就職に伴う若年層の人口流出も進んでいる。今後は、人口減少の加速を抑制するとともに、地域において新しい時代に対応できる人材を育成するため、「子育て・若者世代」への支援などの「未来への投資」が重要となる。

一方、教育界においては、令和時代の始まりとともに、「新学習指導要領の全面実施」、「学校における働き方改革」、「GIGAスクール構想」という、我が国の学校教育にとって極めて重要な取組が大きく進展しつつある。

公教育の一翼を担う私立学校において、国の進める教育改革に的確に対応し、質の高い教育を実現することは勿論、学校の経営を維持し、デジタル技術改革への対応などの教育環境整備を進めていくためには、経常費助成費等に対する補助の拡充・強化や、これからの公教育の共通基盤となるICT環境の整備への公私を問わない支援が不可欠である。

さらに、新型コロナウイルスの感染拡大をはじめとする急激な変化の中で再認識された学校の役割や課題を踏まえ、すべての子どもたちの可能性を引き出す、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」を実現することや、一人ひとりの子どもたちが自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められている。

よって、国においては、私立学校における教育の重要性を鑑み、教育基本法第8条の「私立学校教育の振興」を名実ともに確立するため、現行の私学助成に係る国庫補助制度の一層の拡充を図るとともに、誰もが家庭の経済事情にかかわらず学ぶことができるための就学支援金制度の拡充・強化や、私立学校のICT化及び学校施設の耐震化などの教育環境整備のさらなる充実を要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月22日

宮崎県議会

衆議院議長	細田博之殿
参議院議長	尾辻秀久殿
内閣総理大臣	岸田文雄殿
財務大臣	鈴木俊一殿
文部科学大臣	永岡桂子殿
内閣官房長官	松野博一殿
デジタル大臣	河野太郎殿
内閣府特命担当大臣	小倉将信殿
(男女共同参画)	

議員発議案第5号

台湾のCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）参加を積極的に支援するよう求める意見書

宮崎県と台湾は、深い信頼と友情で結ばれており、お互いが重要なパートナーとして、これまで野球など青少年スポーツ交流をはじめ、合唱・コーラスなど芸術文化交流を活発に行ってきた実績があり、平成29年2月21日には、新竹県と交流協定を締結、同年10月5日には桃園市と友好交流協定を締結した経緯がある。

宮崎県との関係においては、観光では、令和元年は約6万人の方が台湾から宮崎県を訪れており、経済貿易では牛肉や水産加工品等の県産農畜水産物や電気機器、プラスチック等が宮崎県内から輸出され、令和2年の輸出額は約85.6億円に上り、国・地域別では8位となっている。

また、このたびの新型コロナウイルス感染症に際して、台湾から多くの支援が寄せられたことは記憶に新しく、世界的な感染拡大という未曾有の危機にあつて、宮崎県と台湾の信頼と友情はさらに深いものとなっている。

このような関係にある台湾がCPTPPに加盟することは、我が国の経済はもとより、アジア太平洋地域の経済貿易に活力を与え、域内経済に好循環を生み出すものである。

昨年9月22日にCPTPPへの加入を正式に申請した台湾は、CPTPPの参加国拡大交渉において、日本の継続的な参加支持に期待しており、現在の枠組みにおいて日本は重要かつ影響力を持ったメンバーであることから、その支持は大きな意義を持つこととなる。

よって、国においては、早急に台湾のCPTPP参加を積極的に支援するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月22日

宮 崎 県 議 会

衆	議	院	議	長	細	田	博	之	殿
参	議	院	議	長	尾	辻	秀	久	殿
内	閣	総	理	大	岸	田	文	雄	殿
外	務	大	臣	臣	林	芳	正	殿	
財	務	大	臣	臣	鈴	木	俊	一	殿
農	林	水	産	大	野	村	哲	郎	殿
経	済	産	業	大	西	村	康	稔	殿
内	閣	官	房	長	松	野	博	一	殿
経	済	再	生	担	山	際	大	志	郎
				当					殿
				大					
				臣					

議員発議案第6号

決算特別委員会の設置について

- | | | |
|---|-----|--|
| 1 | 名 称 | 決算特別委員会 |
| 2 | 目 的 | 次の各号議案の審査
・ 議案第27号「令和2年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」
・ 議案第28号「令和2年度宮崎県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について」
・ 議案第29号「令和2年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」
・ 議案第30号「令和2年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について」
・ 議案第31号「令和2年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について」 |
| 3 | 権 限 | 地方自治法第98条の議会の権限を委任する。 |
| 4 | 定 数 | 議長及び監査委員の任にある3名を除く議員全員 |

議員発議案第7号

令和4年台風第14号による被害に対する支援を求める意見書

先に長時間にわたって本県を暴風雨に巻き込んだ台風第14号は、その記録的な豪雨により、県内各地で土砂災害や浸水被害等を発生させ、3名もの尊い人命を奪い、確認されているだけで約1,300棟の住家をはじめ道路、鉄道、電力、水道、通信等のライフライン、さらには地域経済を支える商工業や観光業、農林水産業等の広範な分野に甚大な被害を及ぼしたところである。

県及び市町村においては、早期の復旧・復興に全力を挙げて取り組んでいるが、今回の災害による被害は極めて甚大であるため、被災地域における住民生活の安定を確保し、社会経済の立て直しを図るためには膨大な経費と労力が必要となる。

国においては、既に、本県を含む九州5県33市町村に対して普通交付税の一部を繰り上げて交付するなど、災害からの復旧・復興に向けた地方公共団体の支援に早期に着手しているところであるが、復旧・復興への取組を早急に進捗させるには国による総合的かつ強力な支援が不可欠である。

よって国におかれては、下記の事項について早急に措置されるよう強く要望する。

記

- 1 激甚災害の早期指定
- 2 各種災害復旧事業の早期採択
- 3 被災者の早期の生活再建に向けた支援
- 4 商工業や観光業、農林水産業等の早期復旧・復興に向けた支援
- 5 社会福祉施設、学校教育施設等の早期復旧に向けた支援
- 6 災害に係る特別交付税をはじめとした地方財政措置の充実

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年10月5日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	細田博之	殿
参議院議長	尾辻博久	殿
内閣総理大臣	岸田文雄	殿
総務大臣	寺田 稔	殿
財務大臣	鈴木 俊	殿
文部科学大臣	永岡 桂	殿
厚生労働大臣	加藤 勝	殿
農林水産大臣	野村 哲	殿
経済産業大臣	西村 康	殿
国土交通大臣	齊藤 鉄	殿
内閣府特命担当大臣 (防 災)	谷 公 一	殿
内閣府特命担当大臣 (経済財政政策)	山 際 大志郎	殿

議員派遣

令和4年9月22日

次のとおり、議員を派遣する。

1 第22回都道府県議会議員研究交流大会

(1) 目的 「女性や若者など多様な人材の議会参画の促進」「デジタル化を通じた議会・議員活動の多様化、高度化」「地方創生の推進と子ども・子育て支援」などについて意見交換を行う。

(2) 派遣場所 東京都

(3) 期間 令和4年11月9日(水)から
令和4年11月10日(木)まで

(4) 派遣議員 西村 賢 山下 寿 佐藤 雅洋 安田 厚生
川添 博 満行 潤一 関師 博規

請 願 一 覽 表

総 括 表

委 員 会	請 願		計	備 考
	新 規	繼 続		
総 務 政 策	1	1	2	
厚 生	—	—	—	
商 工 建 設	—	—	—	
環 境 農 林 水 産	—	—	—	
文 教 警 察 企 業	—	1	1	
計	1	2	3	

新規請願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第13号	受理年月日	令和4年9月8日
請願の件名	<p>私学助成の拡充・強化についての請願</p> <p>(要旨) 私学助成の拡充・強化についての請願</p> <p>(理由) 本県の私立幼稚園・認定こども園、小学校、中学校、高等学校、専修学校及び各種学校（以下「私立学校」という。）は、それぞれ建学の精神に基づき、先駆的な教育の実践や新しい時代に対応する自由で特色のある多様な教育を積極的に展開し、本県の学校教育の発展に寄与すべく努力を重ねている。</p> <p>本県の人口は、平成8年の1,177千人をピークに減少傾向にあり、少子化だけでなく大学進学や就職に伴う若年層の人口流出も進んでいる。今後は、人口減少の加速を抑制するとともに、地域において新しい時代に対応できる人材を育成するため、「子育て・若者世代」への支援などの「未来への投資」が重要となる。</p> <p>一方、教育界では、令和時代の始まりとともに、「新学習指導要領の全面実施」、「学校における働き方改革」、「GIGAスクール構想」という、我が国の学校教育にとって極めて重要な取組が大きく進展しつつある。</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大をはじめとする急激な変化の中で再認識された学校の役割や課題を踏まえ、すべての子どもたちの可能性を引き出す、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」を実現することや、一人ひとりの子どもたちが自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められている。</p> <p>このような状況下において、公教育の一翼を担う私立学校が、国の進める教育改革に的確に対応し、質の高い教育を実現することは勿論、私立学校の経営を維持し、デジタル技術改革への対応</p>		

などの教育環境整備を進めていくためには、経常費助成費等に対する補助の拡充・強化や、これからの公教育の共通基盤となるICT環境の整備への公私を問わない支援が不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、私立学校における教育の重要性を鑑み、教育基本法第8条の「私立学校教育の振興」を名実ともに確立するため、現行の私学助成に係る国庫補助制度を堅持し一層の拡充を図るとともに、誰もが家庭の経済事情にかかわらず学ぶことができるための就学支援金制度の拡充・強化や、私立学校のICT化及び私立学校施設の耐震化などの教育環境整備の更なる充実を強く要望する。

紹介議員

蓬原 正三 武田 浩一

継 続 請 願

			文教警察企業常任委員会
請 願 番 号	請 願 第 6 号	受 理 年 月 日	令 和 2 年 1 1 月 3 0 日
請 願 の 件 名	<p>新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願</p> <p>(要旨) 新型コロナウイルス感染症から子どもを守り、学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願</p> <p>宮崎県の公立小中学校の学級編制基準等について、以下のことを請願します。</p> <p>①小学3年生～6年生と中学2年生～3年生でも上限35人学級を実施すること。</p> <p>①－2＞ 小学1、2年生の上限30人学級と、小学3年生以上での上限35人学級を、正式な、宮崎県の学級編制基準とすること。</p> <p>②宮崎県の特別支援学級の学級編制基準を上限6人とすること。</p> <p>③宮崎県の複式学級の学級編制基準を上限14人とすること。 (小学1年生を含む場合の規定は、現行の8人。)</p> <p>④中学校の複式学級は、解消すること。(事例がきわめて少ないため)</p> <p>⑤オンライン授業に過度に頼ることなく、人間的なふれあいのもとで子どもの成長発達の権利を保障する、教育環境の整備を図ること。</p> <p>⑥国に対して、次の2点について意見書を提出すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学2年生以上中学3年生までの全学年で、上限35人学級を法律の改正によって行う。 ・新型コロナウイルス感染防止のため、20人以下学級を展望した少人数学級をすすめる。 <p>(理由) はじめに、請願項目①～④について説明します。 宮崎県では現在、小学校1、2年生が上限30人、中学1年生が上限35人ですが、それ以外の学年では上限40人です。小学2年生から3年生に変わる時、1学級減や、場合によっては2学級減となるなどして、学級当たりの人数が急激に増えるということが多々見受けられます。従来から「せめて35人学級を実現してほしい」</p>		

という保護者や教職員の願いがありました。

2020年に入り、新型コロナウイルス感染症が広がる中で、文部科学省の提起した「学校の新しい生活様式」は、教室での子ども同士の距離を2メートル確保するために、教室あたりの児童生徒数は20人程度とする必要があるとされました。長期間の学校休校のあとに行われた「分散登校」は、この指導の下に行われました。一つの学級を半分に分けて、時間をずらして授業が行われましたが、現在では、元通りの学級のまま授業が行われています。新型コロナウイルス感染症から子どもと教職員の命と健康を守るためには、宮崎県の学級編制基準を上限20人とする必要があります。そうすれば、すべての学級が20人以下となるからです。

昨年2019年度の宮崎県の公立小中学校の状況は、小学校では35%、中学校では29%がすでに20人以下となっています。一方、超過密な36人以上の学級が小学校で9%、中学校では17%もありました。

「調べる会・宮崎」（ゆとりある教育を求め全国の教育条件を調べる会・宮崎）が行った2017年度の実態調査では、現状の教員定数の使い方を変えれば、特段の増員を要さずとも、単式学級を上限35人、複式学級を上限14人、特別支援学級を上限6人とすることは十分に可能だということが判明しました。

国の加配定数である「指導方法工夫改善定数」やそれが基礎化された定数は、少人数学級に転用することができます。実際、宮崎県の小1・小2の「30人学級」や中1の「35人学級」は、この定数を転用して行われていますが、転用せずに「一部教科での少人数授業」に使われている定数が、小中学校合わせると309人分ありました。また、国の基礎的定数と県の基礎的配置数との差（その分は使われていない）が139人分ありました。合計で448人分の“使える定数”があるのです。

小学校の小学3年生以上の学年すべてで「35人学級」を実施するためには118学級を増やし、中学校では53学級増やす必要があります。小学校で複式学級を14人以下とするには7学級、中学校で複式をすべて解消するには5学級増やす必要があります。特別支援学級を6人以下とするには小学校で45学級、中学校で7学級増やす必要があります。それから、これらの学級数が増えることに伴って増やされる教員の数が小学校では17人、中学校では33人となります。ですから、増やさなければならぬ教員の数は合計285人となります。すでに見た通り、現行の定数で少人数学級化に使える定数が448人分あるのですから、定数の使い方を変える

だけで、特段の定数を増やさなくても実現可能なのです。

以上のことから、請願項目の①では、来年度2021年度から、宮崎県の学級編制基準を小学校3年生以上の全ての学年で一斉に上限35人とするを求めます。そして、請願項目の①-2では、現行の小学1・2年生の30人も正式に県の学級編制基準とすることを求めます。現状では、基準は変えずに運用で行われており、そのために国の標準より1クラスの人数を少なくして増えた学級数が、学級数に応じてプラスされる教員数の決定に、反映されていないからです。

また、複式学級の上限16人、特別支援学級の上限8人というのは、子ども同士の距離の点から言えば問題がないのですが、これらの学級編制基準についても従来から、複式学級はせめて上限14人に、特別支援学級はせめて上限6人に改善してほしいと要望がありました。

ですから、請願項目の②では、特別支援学級の編制基準を6人とすること、請願項目の③では、小学校の複式学級の編制基準を14人とするを求めます。また、請願項目の④では、中学校の複式学級については、事例が少ないので、解消することを求めます。

次に、請願項目⑤について説明します。

9月30日に公表された文部科学省の次年度予算概算要求書を見ると、「少人数学級」の実施へ振替可能な加配定数を、ごく一部の学校での小学校高学年の教科担任制へ2000人分転換（すでに今年度、2000人分転換済み。）することが明示されているのに対して、少人数学級の具体的な人数については曖昧で、必要な予算額も明示されていません。また、少人数指導（一部の教科の授業時間だけを少人数にすること。）とICT（情報通信技術）を組み合わせる制度へ、教育予算の重点を移し変えようとしています。

宮崎県下の学校においても、すでに全校児童生徒にタブレットが配布される学校があるなど、オンライン授業に対応した予算の執行が進められています。しかし、オンライン教育が主となる学校制度では、子どもの健全な成長発達は保障できません。仮想空間での学習だけでは、体感を伴った現実の深い理解を得ることはできません。発育途上の未成熟な子どもたちの心身への電磁波の与える影響も心配です。オンライン授業に過度に頼ることなく、人間的なふれあいのもとで子どもの成長発達の権利を保障する、教育環境の整備を図ることを求めます。

請願項目⑥について、宮崎県議会として国に意見書を提出して

ほしい理由は以下のとおりです。

全国の調査の結果でも、上限35人学級は来年2021年度から全学年で一斉に実施可能であることが分かりました。まずは、国の制度として法改正による35人学級の実現を求めます。

新型コロナウイルス感染症から子どもと教職員を守るためには、上限20人学級が必要です。宮崎県で今すぐに20人学級を実施するには、1,200程度の教室が必要ですが、現在の余裕学級は700ほどです。また、教員を1,300人ほど増やさなければなりません。それらを宮崎県独自に増やすのは、財政的にかなり負担が大きくなります。国庫負担制度を伴ったもので対応する必要があると考えます。来年度、35人学級が全学年で一斉に実施された後、コロナ禍の下でも安全・安心な教育環境を整えるには、国の制度としての20人学級実施に向けて計画的に学級編制基準を縮小していく必要があります。以上の2点について、宮崎県議会から国に対する意見書を提出することを求めます。

紹介議員

前屋敷 恵美 満行 潤一

継 続 請 願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第9号	受理年月日	令和3年6月21日
請願の件名	<p>夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての請願</p> <p>1、 請願の趣旨</p> <p>国の関係機関に夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書を貴議会として提出をお願いします。</p> <p>2、 請願の理由</p> <p>最近、夫婦別姓制度を盛り込んだ民法改正の議論があります。しかし、夫婦別姓は子供が生まれれば、必然的に親子の間で姓が異なる親子別姓や、兄弟の間でも姓が異なる兄弟別姓になってしまいます。それでは社会の基盤である家族の在り方に大きな影響を及ぼし、社会的にも混乱をもたらす心配があります。平成29年の内閣府の調査でも、別姓は子供にとって好ましくないとの声が62.6%にも上っているように、子供のためにも良くないと思う人が半数以上います。</p> <p>夫婦別姓については、昨年12月の政府の「第5次男女共同参画基本計画」の策定にあたって議論となりました。政府の結論は「戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また家族の一体感、子供への影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮」するとされ、「婚姻により改正した人が不便さや不利益を感じることがないよう……引き続き旧姓の通称使用拡大やその周知に取り組む」と明記されました。</p> <p>第5次男女共同参画基本計画に定められたように、家族の一体感、子供への影響を考慮し、夫婦・親子同氏制度を維持することが大切です。一方で婚姻により改姓した人の社会生活上の不便を解消するための方策としては、旧姓の通称使用の更なる拡充をはかり、それを進める環境の整備が必要です。</p> <p>つきましては、国の関係機関に夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書を貴議会として提出をお願いします。</p>		

紹介議員

窪菌 辰也

佐藤 雅洋

凶師 博規

有岡 浩一

議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
9月2日	金	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（佐藤雅洋議員、来住一人議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議長の報告（副議長の辞職許可） 副議長の選挙（二見康之議員当選） （二見康之議員26票、満行潤一議員5票、河野哲也議員3票、来住一人議員2票） 議会運営委員会委員、特別委員会委員の辞任許可 議会運営委員会委員、特別委員会委員の選任（議長の指名どおり決定） 仮議長選任の委任の件 議案第1号～第23号上程 知事提案理由説明
9月3日	土	休 会	(閉庁日)
9月4日	日		
9月5日	月		
9月6日	火		
			(議案調査)
9月7日	水	本 会 議	議席の一部変更 議長の報告（議会運営委員長互選結果報告） 代表質問（宮崎県議会自由民主党・野崎幸士議員、 宮崎県議会自由民主党・濱砂 守議員）
9月8日	木		代表質問（県民連合宮崎・山内佳菜子議員、 公明党宮崎県議団・坂本康郎議員）
9月9日	金		一般質問（満行潤一議員、河野哲也議員、西村 賢議員、 川添 博議員）
9月10日	土	休 会	(閉庁日)
9月11日	日		
9月12日	月	本 会 議	一般質問（窪菌辰也議員、来住一人議員、日高利夫議員、 丸山裕次郎議員）
9月13日	火		一般質問（岩切達哉議員、外山 衛議員、凶師博規議員） 採決（議案第17号～第23号）（同意） 議案・請願委員会付託

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
9月14日	水	休 会	常任委員会
9月15日	木		
9月16日	金		
9月17日	土		(閉庁日)
9月18日	日		
9月19日	月		(閉庁日) 敬老の日
9月20日	火		特別委員会
9月21日	水		(議事整理)
9月22日	木	本 会 議	<p>議長の報告（ゼロカーボン社会づくり推進対策特別委員会副委員長互選結果）</p> <p>常任委員長審査結果報告</p> <p>討論（議案第16号に反対）（前屋敷恵美議員）</p> <p>採決（議案第16号）（可決）</p> <p>採決（議案第1号～第15号）（可決）</p> <p>採決（請願第13号）（採択）</p> <p>採決（継続審査・調査案件）（委員長の申し出のとおり）</p> <p>議員発議案送付の通知</p> <p>議員発議案第1号～第5号追加上程</p> <p>討論（議員発議案第5号に反対）（来住一人議員）</p> <p>議員発議案第5号採決（可決）</p> <p>議員発議案第1号～第4号採決（可決）</p> <p>議員派遣の件</p> <p>議案第24号～第28号上程</p> <p>知事提案理由説明</p>
9月23日	金	休 会	(閉庁日) 秋分の日
9月24日	土		(閉庁日)
9月25日	日		
9月26日	月		
9月27日	火		(議案調査)

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
9月28日	水	本 会 議	決算議案に対する質疑（前屋敷恵美議員） 議員発議案送付の通知 議員発議案第6号上程、採決（可決） 議案第24号～第28号決算特別委員会付託 議長の報告（決算特別委員会正副委員長互選結果）
			決算特別委員会
9月29日	木	休 会	決算特別委員会
9月30日	金		
10月1日	土	休 会	(閉庁日)
10月2日	日		
10月3日	月		
10月4日	火		
			(議事整理)
10月5日	水	本 会 議	議員発議案送付の通知 議員発議案第7号追加上程、採決 議案第29号追加上程 知事提案理由説明 議案第29号委員会付託
			決算特別委員会
10月6日	木	休 会	(議事整理)
10月7日	金	本 会 議	決算特別委員長審査結果報告 討論（議案第24号に反対）（前屋敷恵美議員） 採決（議案第24号）（認定） 採決（議案第25号～第28号）（可決及び認定、または認定） 常任委員長審査結果報告（議案第29号） 議案第29号採決（可決） 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 中 野 一 則

宮 崎 県 議 会 副 議 長 二 見 康 之

宮 崎 県 議 会 議 員 佐 藤 雅 洋

宮 崎 県 議 会 議 員 来 住 一 人